

役員等報酬規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 鏡陵福祉会(以下「法人」という。)の定款第9条と第24条に基づき、理事及び評議員・監事(以下「役員等」という)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める事を目的とし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び幹事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に置かれているものをいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

第2章 報酬等の支給

(支給対象)

第3条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、報酬等を支給する。
2 前項の規定にかかわらず、監事に対し、監事監査を行った場合は報酬等を支給する。

(支給金額)

第4条 報酬等の金額は1回あたり 10000 円(源泉所得税を除く)の支給を評議員会で決定し、評議委員選任・解任委員の報酬は1回あたり 10000 円(源泉所得税を除く)を理事会で決定する。

(支給方法)

第5条 前項で決定された金額は、会議開催の都度支給する。

(費用弁償)

第6条 本法人は、役員及び評議員がその職務に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。費用の弁償は、陵ヶ岡保育園の「出張旅費規程」に準ずるものとする。

第3章 規程の変更

(規定の変更)

第7条 この規定の変更は、評議員会の決議を経て行う。

付則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。